## ■災害特例措置の実施内容

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申しあげます。 (注)り災証明書等により住居被害の状況又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。

(平成27年 5月 7日現在)

災害名	実施内容	取扱期間	備考
東日本大震災	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	・ 平成28年3月31日まで (ご融資実行分)	現在特定被災区域に居住されている方がご利用いただけます。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
	③貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ (母子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円) 以内の方は通常の利率より0.8%引き下げ)		
平成25年7月22日及び7月 28日からの大雨等による 災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、山形県、山口県、島根県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成25年8月9日からの 大雨等による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、岩手県、秋田県、島根県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成25年9月2日に発生 した突風等による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、埼玉県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成25年台風第18号 による大雨等に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、埼玉県、京都府で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成25年台風第26号 による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、東京都、千葉県で災害救助法が適用された災害を指します。 貸付利率の引き下げは、東京都大島町に居住している方がご利用いただけま 一す。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
	③貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ (母子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円) 以内の方は通常の利率より0.8%引き下げ)	平成28年5月7日まで (ご融資実行分)	
平成26年2月14日からの 大雪による災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		

災害名	実施内容	取扱期間	備考
平成26年台風第8号によ る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、長野県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成26年台風第12号によ る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、高知県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成26年台風第11号によ る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、高知県及び徳島県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成26年8月15日からの 大雨に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、京都府及び兵庫県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成26年8月19日からの 大雨に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、広島県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
御嶽山噴火に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年9月30日まで (ご融資実行分)	当災害は、長野県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成26年長野県北部地震 に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年11月24日まで (ご融資実行分)	当災害は、長野県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		
平成26年12月5日からの 大雪に係る災害	①年収(所得)制限の一部緩和:子供2人以下世帯の年収(所得)上限額を990(770)万円以内に引き上げ	平成27年12月7日まで (ご融資実行分)	当災害は、徳島県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②返済期間の延長:15年以内⇒18年以内 (郵貯貸付については、10年以内⇒11年以内)		コスロは、 応岡示 ( 火音牧功広が 趣用でイル/に火音を拍しより。